

## ② さいたま市図書館条例

(平成13年5月1日)  
条例第123号

改正 平成14年3月27日条例第21号

### 第1章 総則

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
さいたま市立北浦和図書館	さいたま市北浦和1丁目4番2号
さいたま市立南浦和図書館	さいたま市根岸1丁目7番1号
さいたま市立東浦和図書館	さいたま市大字中尾1440番地8
さいたま市立大宮図書館	さいたま市高鼻町2丁目1番地1
さいたま市立大宮西部図書館	さいたま市櫛引町2丁目499番地1
さいたま市立大宮東図書館	さいたま市堀崎町48番地1
さいたま市立春野図書館	さいたま市春野2丁目12番1号
さいたま市立七里図書館	さいたま市大字大谷1210番地
さいたま市立宮原図書館	さいたま市吉野町2丁目195番地1
さいたま市立与野図書館	さいたま市下落合5丁目11番11号
さいたま市立馬宮図書館	さいたま市大字西遊馬533番地1

2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
さいたま市立北浦和図書館東高砂分館	さいたま市東高砂町9番1号
さいたま市立大宮西部図書館三橋分館	さいたま市三橋6丁目642番地4
さいたま市立与野図書館南分館	さいたま市大戸6丁目28番16号
さいたま市立与野図書館西分館	さいたま市桜丘2丁目6番28号

(事業)

第3条 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 法第3条に掲げる事業に関する事。
- (2) 図書館の施設の利用に関する事。

(職員)

第4条 図書館に館長、分館長及びその他の職員を置く。

### 第2章 図書館の利用

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- (4) 館内整理日（毎月末日）。ただし、この日が日曜日又は土曜日に当たるときは、さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）及びさいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）については、開館するものとする。
- (5) 特別整理期間（10日以内）

2 前項の規定に関わらず、市教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（利用時間）

**第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。**

- (1) 北浦和図書館、南浦和図書館及び東浦和図書館については、午前10時から午後8時（日曜日又は土曜日に当たるときは、午後6時）までとする。
- (2) さいたま市立大宮図書館（以下「大宮図書館」という。）、さいたま市立大宮西部図書館（以下「大宮西部図書館」という。）、さいたま市立大宮東図書館（以下「大宮東図書館」という。）、さいたま市立春野図書館（以下「春野図書館」という。）、さいたま市立七里図書館、さいたま市立宮原図書館、さいたま市立与野図書館（以下「与野図書館」という。）及びさいたま市立馬宮図書館については、午前9時から午後7時（日曜日又は土曜日に当たるときは、午後5時）までとする。ただし、大宮図書館のこども室及びAV鑑賞室の利用については午後5時までとし、与野図書館の視聴覚ホールの利用については午後9時までとする。

2 分館の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) さいたま市立北浦和図書館東高砂分館については、午前10時から午後8時（日曜日又は土曜日に当たるときは、午後6時）までとする。
- (2) さいたま市立大宮西部図書館三橋分館については、午前9時から午後7時（日曜日又は土曜日に当たるときは、午後5時）までとする。
- (3) さいたま市立与野図書館南分館（以下「与野図書館南分館」という。）及びさいたま市立与野図書館西分館（以下「与野図書館西分館」という。）については、午前9時から午後5時までとする。

3 委員会は、必要があると認めるときは、前2項の利用時間を臨時に変更することができる。（平14条例21・一部改正）

（利用の資格）

**第7条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。**

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2) 広域利用に関する協定書を締結している市又は町に居住している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が臨時に必要があると認める者

2 図書館資料の団体貸出しを受けることができるものは、市内の機関又は団体とする。

（貸出し）

**第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用者カードの交付を受けなければならない。**

（利用の制限等）

**第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、その利用を制限し、又は退館を命ずることができる。**

- (1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(譲渡等の禁止)

第10条 利用者カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

2 利用者カードが登録者以外によって利用され、損害が生じたときは、当該登録者がその責めを負うものとする。

(損害賠償等の義務)

第11条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、

市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 図書館資料を損傷し、又は滅失した者は、現品又は委員会が指定する資料をもって弁償しなければならない。

(移動図書館)

第12条 図書館から市内を巡回し、図書館資料の貸出し等を行うため、図書館に移動図書館を置く。

2 図書館資料を広く市民の利用に供するため、市内に配本所を置くことができる。

3 移動図書館及び配本所の巡回日又は開室日等については、委員会が別に定める。

(準用)

第13条 第5条及び第7条から第11条までの規定は、分館における図書館資料の利用について準用する。この場合において、第5条第1項第4号中「さいたま市立北浦和図書館（以下「北浦和図書館」という。）、さいたま市立南浦和図書館（以下「南浦和図書館」という。）及びさいたま市立東浦和図書館（以下「東浦和図書館」という。）」とあるのは、「さいたま市立北浦和図書館東高砂分館」と読み替えるものとする。

2 第7条から第11条までの規定は、移動図書館及び配本所における図書館資料の利用について準用する。

### 第3章 文化施設

(文化施設の種類)

第14条 図書館及び分館に、次のとおり文化施設を置く。

図書館及び分館	文化施設		
大宮図書館	会議室	視聴覚ホール	展示ホール
大宮西部図書館	会議室	視聴覚ホール	ギャラリー
大宮東図書館	会議室		
春野図書館	会議室		
与野図書館	視聴覚ホール	展示コーナー	
与野図書館南分館	集会室	展示コーナー	
与野図書館西分館	集会室		

(利用)

第15条 文化施設は、市民の教養の向上を図るため必要があると認めるときは、これを市民の利用に供することができる。

2 文化施設を利用できるものは、市内の学校、社会教育関係団体、公共団体又はこれらに準ずる団体とする。

(利用の許可)

第16条 文化施設を利用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更し、又は取り消す場合も同様とする。

(利用の制限等)

第17条 文化施設を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員会は、当該利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用を制限することができる。

(1) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。
- (4) この条例の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

**第18条** 文化施設の利用の許可を受けたものは、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

**第19条** 大宮図書館展示ホールの使用料は、3,450円とする。

2 大宮図書館展示ホールの利用許可を受けたものは、前項の使用料を前納するものとする。

(使用料の減免)

**第20条** 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

**第21条** 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

#### 第4章 図書館協議会

(図書館協議会の設置)

**第22条** 法第14条第1項の規定に基づき、さいたま市図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第5章 補則

(委任)

**第23条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の浦和市図書館条例（昭和48年浦和市条例第45号）、大宮市図書館条例（昭和47年大宮市条例第22号。以下「合併前の大宮市条例」という。）若しくは与野市図書館設置条例（昭和45年与野市条例第39号）又は浦和市図書館管理運営規則（昭和48年浦和市教育委員会規則第10号）、大宮市図書館運営規則（昭和62年大宮市教育委員会規則第6号）若しくは与野市図書館管理運営規則（昭和46年与野市教育委員会規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお合併前の大宮市条例の例による。

#### 附 則（平成14年3月27日条例第21号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。